

【アメリカ】2018年水インフラ法

2018年10月23日、2018年アメリカ水インフラ法（America's Water Infrastructure Act of 2018, P.L.115-270）が成立した。連邦議会ではこれまで同様の法律を2014年と2016年に成立させてきた。2018年の法律は、全4編で構成される包括的なものである。第1編「水資源開発」では、国家的に重要な港湾や水路等の水運施設の維持や改善への予算の授権、第2編「飲料水システム改善」では、老朽化した上水道設備更新のための予算の拡充、飲料水へのテロ対策の改善、第3編「エネルギー」では、水力発電のための水力開発の推進のための規制手続の簡素化、水力発電への投資規制緩和による雇用促進と発電コストの引下げ、第4編「その他の規定」では、水資源財源改革法（WIFIA）の2021年までの再授権、小規模コミュニティ等への技術的支援、地方への下水施設改善予算の増額、等が規定された。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

- ・ <https://www.congress.gov/115/bills/s3021/BILLS-115s3021enr.pdf>

【アメリカ】2017年北朝鮮人権再授権法

2004年にブッシュ（George W. Bush）政権下で制定された北朝鮮人権法（North Korean Human Rights Act, P.L.108-333）を2022年まで延長する再授権法（North Korean Human Rights Reauthorization Act of 2017, P.L.115-198）が2018年7月20日に成立した。北朝鮮人権法は、北朝鮮における人権擁護の取組の強化及び情報の流通の促進を目的とする法律で、2008年、2012年に再授権されてきた。それぞれ定められた期限前に再授権されていたが、今回、期限後の再授権となった理由として、ティラーソン（Rex Tillerson）前国務長官が、同法に規定されている北朝鮮の人権に関する特使（Special Envoy）の廃止を連邦議会に求めたことが報道されていた。今回の再授権法では、北朝鮮へのメディア機器の配布を含む情報の自由の向上が強調され、放送管理局（Broadcasting Board of Governors）に対する新たな報告義務が追加された。また、2022年度までの各会計年度の予算が200万ドル（約2億2600万円）から300万ドル（約3億3900万円）に増額され、特使の規定は残された。

海外立法情報調査室・原田 久義

- ・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr2061/BILLS-115hr2061enr.pdf>
- ・ https://www.washingtonpost.com/news/josh-rogin/wp/2017/08/31/tillerson-scraps-full-time-north-korean-human-rights-envoy/?noredirect=on&utm_term=.da251a7c4419

【アメリカ】学校におけるセクシャル・ハラスメント防止規則案

1972年教育改正法（P.L.92-318）第IX編（以下「第IX編」）は、連邦の補助金を受領する教育プログラム・教育活動における性差別を禁止し、そこには、学校におけるセクシャル・ハラスメントが含まれる。オバマ（Barack Obama）前政権の教育省は、第IX編の施行を、規則ではなく、法的拘束力のない2011年指針及び2014年版Q&Aにより行っていた。しかし、トランプ（Donald J. Trump）政権の教育省は、2017年9月22日にこの2つを廃止し、暫定的に2017年版Q&Aを定めた上で、法的拘束力がある規則の制定を目指してきた。

2018年11月29日、教育省は、第IX編の施行規則を改正する規則案（83 Fed. Reg. 61462）を公表した。主な内容は、①セクシャル・ハラスメントの定義、②学校がセクシャル・ハラスメントの申立てへの対応を義務付けられる条件（学校に「現実の認識（actual knowledge）」があること、是正措置を開始する権限を有する者に対して申立てがなされること等）、③学校が苦情処理手続の開始を義務付けられる条件（「公式の苦情（formal complaint）」が提出されること等）、④学校がセクシャル・ハラスメントの苦情を調査し、裁定する際の公正で信頼できる事実認定を保障するため、学校の苦情処理手続に定めるべき手続的保護条項（調査と裁定は別人が行うこと、聴聞会において被害者・加害者の代理人による反対尋問（cross examination）を認めること等）である。今回の規則案は、この各項目を、第IX編、最高裁判所の先例及び他の判例の文言にできるだけ合致させるように改正するものである。この規則案が、このまま最終規則となる場合には、被害者の証明責任が増大し、その結果、学校が扱うセクシャル・ハラスメントの事件数が減少すると予想される。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-11-29/pdf/2018-25314.pdf>

【EU】電子政府化推進のためのシングル・デジタル・ゲートウェイ設置規則

EUは、2016年に公表した「EU電子政府行動計画2016-2020」（COM(2016)179 final）に基づき、公共サービスのデジタル化を推進している。これに関連して2018年10月2日、シングル・デジタル・ゲートウェイ設置規則が制定された（Regulation(EU)2018/1724）。シングル・デジタル・ゲートウェイは、共通のインターフェイスを通じて、EU法及び加盟国の国内法上の権利・義務・適用規定に関する情報提供、行政手続案内、支援サービスの案内を一体的に実現するもので、既存の情報提供ポータルサイトであるYour Europe内に組み込まれる。また、同規則は、ユーザーである市民・企業等が、例外的な場合を除きオンラインで完結できるようにすべき各国の国内手続も定めており、出生・居住証明書の取得、公的機関に対する奨学金申請、公立高等教育機関の入学申請、所得税申告、転居届、年金申請、開業届、労働保険加入手続、法人税申告などが含まれている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1724>

【EU】職業資格等の要件に関する事前評価制度の導入

EUでは、労働者・サービスの域内移動の自由の権利が保障されているが、医師、看護師、建築士などの特定の職業資格においては、各国で従事するために必要な要件が国によって異なっている。このため、2005年制定の職業資格相互承認指令（Directive 2005/36/EC）によって、特定の職業資格、学歴・訓練歴、経験年数を、他の加盟国において同等のものと認めるためのルールを定めている。これを補完するため、職業資格相互承認指令の対象である職業資格に関して制限を設けている各国の立法・行政規定等について、新規定を導入又は既存規定を改正する際に、事前評価を実施する義務を定めた指令が、2018年7月9日に公布された（Directive(EU) 2018/958）。事前評価では、規定の内容が導入・改正の目的に対して過剰でないことを説明しなければならない。また、同指令は、新規定の導入・既存規定の改正に際しての、国籍又は居住地に基づく差別禁止の保障も義務付けている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018L0958>**【フランス】2019年社会保障財政法**

2018年12月22日、一般会計に含まれない社会保障予算を定める2019年社会保障財政法が成立した。社会保障予算は主に、医療保険、労災保険、老齢保険及び家族手当の4分野で構成される「一般制度（régime général）」の収支、そこに「老齢連帯基金（fonds de solidarité vieillesse: FSV）」を算入した収支並びに「医療保険支出全国目標（Ondam）」から成る。一般制度の総計は収入が4048億ユーロ（1ユーロは約129円）、支出が4027億ユーロで、21億ユーロの黒字が見込まれており、FSVを算入すると1億ユーロの黒字とされる。また、Ondamの目標値の増加率は前年の2.3%から2.5%に引き上げられる。主な施策として、①退職年金及び家族手当の0.3%引上げ、②障害児教育手当を受けている家庭への保育方法補足手当（保育者雇用又は保育所利用にかかる費用の一部補助）の増額、③独立自営業者、企業主、農業従事者に対する賃金労働者と同等の出産休暇制度の導入、④特定の眼鏡、歯科矯正及び補聴器にかかる費用の全額償還などが定められた。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2018/12/22/2018-1203/jo/texte>

【フランス】セール期間の短縮

フランスでは、年に二度行われる大規模なセール（solde）に関する規制及びその開催時期を商法典及び関連法令で定めている。solde と無関係の商取引、商号、会社名等に、solde の単語は使用できない。solde 期間に販売できる商品は、solde 開始の 1 か月以上前から販売している商品のみであり、solde 専用の商品は販売できない。これらの規定に違反すると、自然人には 15,000 ユーロ（1 ユーロは約 129 円）、法人には 75,000 ユーロの罰金が科される。このほか、割引価格の明示義務、solde 期間に販売した商品の保証制限の禁止などを定めている。政府は 2018 年 9 月 27 日に、購買意欲をより高める目的で、2018 年まで冬は 1 月の第二水曜日から、夏は 6 月の最終水曜日からそれぞれ 6 週間であった solde の期間を、2019 年から 4 週間に短縮することを発表した。この期間短縮について企業側の合意は得られているものの、この措置を含む法案（2018 年 6 月 19 日提出）が審議中であるため、冬は見送られ、夏の solde から適用される見通しとなっている。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/dgcrfp/presse/communique/2018/duree-soldes-loi-PACTE-20180927.pdf**【ドイツ】アフリカ豚コレラの発生拡大を防ぐための動物衛生法等改正**

近年、アフリカ豚コレラの発生がロシア、ウクライナから EU 東部（バルト三国、ポーランド等）に拡大し、これに対して EU 委員会施行決定（2014/709/EU）とその改正決定（2018/950/EU）が公布されている。ドイツ国内における対策強化については、動物伝染病の予防と対策に関する権限拡大を目的として、動物衛生法、連邦狩猟法等を改正する法律が 2018 年 11 月 20 日に公布され（BGBl. I S.1850）、翌 21 日に施行された。同法により、アフリカ豚コレラの発生又はその疑いがある場合には、指定区域の閉鎖措置（人間又は車両の通行制限）、イノシシの移動を防ぐための農地の使用制限（収穫禁止等）、感染機会を減らすためのイノシシ猟の強化等を行い、狩猟者に対して特定地域で自然に死んだ野生獣を発見した場合の報告を義務付けることが可能となった。これらは、基本法（憲法に相当）に規定される基本権（個人の自由及び移動の自由）を制限するものである。一方、これらの措置に対する農地等の所有者や狩猟者の補償請求権も明記された。なお、動物衛生法は、改正後の新法文が同月 27 日に公布された（BGBl. I S.1938）。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2370/237078.html>

【ドイツ】マラケシュ条約に基づく著作権法改正—視覚障害者等の情報アクセス機会の充実—

2017年9月にマラケシュ条約に対応するEU法が公布され、著作物を著作権者の許諾なしで視覚障害者等がアクセスできる形式へ変換できるよう、加盟国は国内法に権利制限規定を置くことが求められた（本誌275-1号（2018年4月）p.25参照）。ドイツでは、2018年11月23日に成立した著作権法の改正法（BGBl. I S. 2014）によって、著作権法第6節「法定認可利用による著作権の制限」へ第45a条「障害者」、第45b条「視覚障害者又は読字障害者」、第45c条「認可機関、報酬、命令授権」、第45d条「法定認可利用及び契約による利用権限」が追加され、2019年1月1日に施行された。認可機関（視覚障害者図書館や盲学校等）は、著作権者の許諾なしにオーディオブック等を作成でき、障害者への提供や他の認可団体との交換が可能になった。認可機関の監督はドイツ特許商標庁が行い、連邦司法消費者保護省が詳細に関する法規命令を2018年12月8日に発布した（BGBl. I S. 2423）。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2363/236388.html>

【ロシア】極東連邦管区の拠点都市移転

2018年12月13日、プーチン大統領が大統領令「2000年5月13日大統領令第849号により決定された連邦管区の一覧表の改正について」に署名したことにより、極東連邦管区の拠点都市が、ハバロフスク地方ハバロフスクから沿海地方ウラジオストクへ移転された。連邦管区とは、連邦構成主体（州、地方、共和国等）とは異なる概念で、中央政府による統制を強化し、国家政策の基本路線を実行することを目的として、2000年5月に設置されたものであり、大統領全権代表が置かれる。ウラジオストクへの拠点都市の移転は、沿海地方知事代行であったコジェミャコ氏（現知事）の提案でなされたもので、同氏は「新たな観光客の流れ、エネルギー企業、行政機関によって、職場を提供することになる。」とその意義を説明している。この大統領令は、2018年12月13日から施行された。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/59396>

【韓国】盗撮、リベンジポルノ等に対する罰則を強化するための法改正

2018年12月18日、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」が改正・施行され、撮影対象者本人（以下「本人」）の同意なく性的な撮影物（画像、動画等）の撮影、頒布、販売、展示等を行う行為（いわゆるリベンジポルノを含む。）に対する罰則が強化された。同法ではこれまで、これらの行為を、①本人が撮影に同意していなかった場合（5年以下の懲役又は1千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金）、②本人が撮影に同意していた場合（3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金）、③営利目的によりインターネット等へ流布した場合（7年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金）に区別して罰則を定めていた。今回の法改正により、①について本人の同意のない撮影、頒布、販売、展示等が5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処されることになったほか、②についても本人の同意のない頒布、販売、展示等は5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処されることになった。また、③については罰金刑が削除され、7年以下の懲役刑のみとなった。さらに、撮影物の複製や、本人が自ら撮影した撮影物についても、本人の同意のない頒布、販売、展示等は処罰対象となることが明確化された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1A8Q1O1I2O7N1Y5D1O1A5O4P2A2X8

【韓国】延命治療中止に係る要件を緩和する法改正

2016年2月3日、延命治療の中止等に係る法整備を目的とした「ホスピス・緩和医療及び臨終過程にある患者の延命医療決定に関する法律」（通称「尊厳死法」）が公布され、2018年2月4日に完全施行された。その後、同年3月27日に延命治療中止の対象者及び中止対象となる延命治療の範囲を拡大する法改正が行われたが（本誌276-1号（2018年7月）p.26参照）、さらに同年12月11日、延命治療中止に係る要件を緩和する法改正が行われた。これまでも、成人患者本人の延命治療中止の意思が確認できない場合は、当該患者の成人家族全員の合意による延命治療中止が可能となっていたが、家族全員の範囲（配偶者及び全ての直系の尊属・卑属）が広すぎるとして範囲の縮小が求められていた。今回の法改正により、合意が必要な家族全員の範囲が、配偶者及び1親等内の直系の尊属・卑属に縮小された（2019年3月28日施行）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V1H8N0H6A2G5S1X0W1X6Q5Z2L2M8M0

【オーストラリア】外国からの影響透明化制度法の規制強化

外国政府及びそのほかの外国人の依頼人（foreign principal）のための活動を請け負った者に対し、登録を義務付ける制度を設け、活動の透明性を高めることにより、オーストラリアの政治及び選挙への外国からの影響を防ぐことを目的とする2018年外国の影響透明化制度法（2018年法律第63号）（本誌277-1号（2018年10月）pp.22-23参照）の改正法（Foreign Influence Transparency Scheme Legislation Amendment Act 2018）（2018年法律第152号）が、2018年12月10日に成立した（同日施行）。主な改正点は、登録の猶予期間を施行後6か月以内から3か月以内に、又は選挙の執行に関する令状発布後14日以内に短縮すること、及び司法長官がオンラインで公表する登録情報の対象範囲を現在の登録者だけでなく過去の登録者にも拡大することである。また、司法長官はこの制度の下で、登録簿の情報を修正又は更新できるという規定に加えて、それらの情報も公表できるとした。連邦政府は同法改正を、今年5月までに予定されている総選挙への対応と説明している。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00152>

【シンガポール】運輸安全調査法の制定

2018年10月19日、航空機、船舶、鉄道又は一部の公共バスの事故調査を行う権限を運輸安全調査局（Transport Safety Investigation Bureau of Singapore）に与える運輸安全調査法（No. 36 of 2018、全57条）が公布された。この法律の主な目的は、事故の調査結果を公開し情報提供を行うことで、運輸の安全性を維持し向上させることである（第3条）。このため、運輸安全調査局は、独自に調査を行い、事故の原因を同定し、安全勧告や助言を行うが、運輸事故に関して責任追及をすること、裁判手続に協力すること等はその職務ではない（第9条）。また同局は、民間航空庁、海事港湾庁又は陸上交通庁等の関係機関と協力して調査にあたる。事故の調査官は、運輸安全調査局長により任命され、その権限が記載された授権書と身分証明証を与えられる（第23条～第24条）。また、シンガポール国外での事故に関しては、外国の関係当局による要請があれば、調査又は調査協力を行う（第5条）。

海外立法情報課・山崎 美保

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/36-2018/Published/20181016?DocDate=20181016>